

長崎県後期高齢者医療広域連合長 様

私は、長崎県後期高齢者医療広域連合がオンライン資格確認等システムにより、当広域連合に加入する前に加入していた保険者に対し、特定健康診査情報の取得の作業を行うことに同意しません。

	記入者	☐ 本人 ☐ 代理人	
被 保 険 者 本 人	フリガナ		
	氏名		
	住所		
	生年月日		
	被保険者番号		
(代理人記入の場合) 私は、次の者を代理人と定め、オンライン資格確認等システムによる保険者からの特定健康診査情報の提供に係る不同意申請の権限を委任します。			
代 理 人	住所		
	氏名		
連絡先（代理人記入の場合、代理人連絡先）		()	—
市 町 ・ 広 域 連 合 処 理 欄	市町村名		受付者名
	本人確認方法	☐ 個人番号カード・後期被保険者証・写真入り身分証	
		☐ 申請勧奨通知・介護保険被保険者証等複数の公的書類	
		☐ 入所施設等職員（写真入り職員証等）	
		☐ 成年後見人等を示す公正証書等	
		☐ 住所・氏名・生年月日等の申告内容を住基等で確認	
		☐ その他（ ）	
	特定健診等データ管理システムへの入力		☐ 入力日： 年 月 日
市町受付印		広域連合受付印	

(裏面)

オンライン資格確認等システムによる特定健康診査情報の提供について

長崎県後期高齢者医療広域連合は、オンライン資格確認等システムを導入しています。

オンライン資格確認等システムは、政府が医療保険制度の効率的な運営を図るために連携しているものであり、このシステムの機能の一つとして、当広域連合に加入する前に加入していた保険者（以下「旧保険者」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）第 20 条に基づいて実施された特定健康診査の情報を、当広域連合に提供することが可能となっています。

この提供にあたっては、高確法第 27 条第 1 項及び第 3 項並びに特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 13 条第 1 項において、オンライン資格確認等システムを用いて当広域連合が旧保険者から特定健康診査情報の提供を受ける場合は、当広域連合又は旧保険者は加入者又は加入者であった者の同意を得ることは不要とされています。

一方、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令の施行について」において、「加入者が、旧保険者で実施された特定健診の情報を、オンライン資格確認等システムにより、現保険者へ提供することを希望しない場合は、加入者より現保険者に対してその旨の申し出をすることが可能であり、その申し出があった場合は、現保険者は旧保険者に対し、当該加入者に係る特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求めないこと」とされ、加入者からの申し出があった場合は、当広域連合は、旧保険者に対して特定健康診査情報の提供を依頼しません。

1. 提供されない具体的な情報項目について

特定健康診査情報には以下の項目があり、本申請によりその全てが旧保険者から当広域連合に提供されません。

特定健康診査受診年月日、特定健康診査情報（身長、体重、腹囲、血圧、尿検査、血液検査等）

2. 不同意による効果と留意事項について

本申請をもって当広域連合はオンライン資格確認等システム上に設定を行い、当広域連合が、加入者が過去に加入していた全ての保険者が保有する特定健康診査情報が閲覧できないようにします。

ただし、今後、当広域連合から別の保険者に異動した場合、異動後の保険者において、当該保険者が、加入者が過去に加入していた保険者の保有する特定健康診査情報を閲覧できないようにするために、システム上の設定が再度必要となることから、異動先の保険者に対して不同意に係る本申請書を再度提出する必要があります。